

令和 7 年度 第 1 回新潟地方労働審議会家内労働部会

令和 8 年 3 月 4 日（水）
午後 3 時 30～
新潟美咲合同庁舎 2 号館
2 階 労働局会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 新潟県作業工具製造業最低工賃及び新潟県洋食器・器物製造業最低工賃の廃止に関する申出について
- (3) その他

3 閉 会

新潟地方労働審議会（令和 7 年度 家内労働部会）

資 料 目 次

資料No. 1	新潟地方労働審議会家内労働部会委員名簿
資料No. 2	新潟県作業工具製造業最低工賃一覧
資料No. 3	新潟県洋食器・器物製造業最低工賃一覧
資料No. 4	新潟県作業工具製造業に係る最低工賃の廃止決定について（諮問）（写）
資料No. 5	新潟県洋食器・器物製造業に係る最低工賃の廃止決定について（諮問）（写）
資料No. 6	新潟県作業工具製造業最低工賃の廃止決定に係る申出書
資料No. 7	新潟県洋食器・器物製造業最低工賃の廃止決定に係る申出書
資料No. 8	第 15 次最低工賃新設・改正計画の実施について
資料No. 9	令和 7 年度 新潟県作業工具製造業最低工賃実態調査結果報告
資料No.10	令和 7 年度 新潟県洋食器・製造業最低工賃実態調査結果報告
資料No.11	令和 7 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表

新潟地方労働審議会家内労働部会委員名簿

区分	氏名	現職
公 益 代 表	畠 山 典 子	公益財団法人新潟県女性財団 理事長
	長 谷 川 雪 子	新潟大学経済科学部 准教授
家内労働者代表	小 林 俊 夫	連合新潟 会長
	遠 藤 裕 香	JAM 新潟 副執行委員長
委 託 者 代 表	徳 武 裕 一	(一社) 新潟県経営者協会 専務理事
	近 田 孝 之	新潟県商工会連合会 専務理事

新 潟 県

審議会資料№ 2

作業工具製造業最低工賃

- 1 適用の範囲 新潟県内で作業工具製造業に係る研磨の業務に従事する家内労働者及びこれに委託する委託者
2 最低工賃額 次の表の品目欄、規格欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、1丁につき、金額欄に掲げる金額

品 目	規 格		工 程			金 額		
	材 質	長さ又は仕様寸法	区 分	手 順	使 用 す る 研 磨 材			
プ ラ イ ヤ ー	鋼(S55C以上のものに限る。)	200ミリメートル	第1研磨	1 頭部研磨	バフ60番手以上90番以下又はベルト60番手以上90番手以下	23円48銭		
				2 平面研磨	ベルト60番手			
			第2研磨	平面縦研磨総磨き		29円28銭		
				(1)バフ100番手 (2)バフ150番手 (3)バフ200番手目つぶし				
ペ ン チ	鋼(S50C以上のものに限る。)	175ミリメートル		平面仕上げ研磨	(1)ベルト100番手 (2)ベルト240番手	7円41銭		
モンキーレンチ	鋼(SCM又はSCr-Vのものに限る。)	200ミリメートル	第1研磨	柄部研磨	(1)グラインダー30番手以上36番手以下 (2)バフ90番手以上100番手以下又はベルト60番手	15円26銭		
					上記(1)の工程を除く場合		7円20銭	
					第2研磨	頭部(R部)研磨	(1)グラインダー30番手以上36番手以下 (2)バフ90番手又はベルト60番手	10円57銭
			第3研磨	頭部(R部及び平面)仕上げ研磨			(1)バフ150番手 (2)バフ200番手 (3)バフ250番手目つぶし	11円66銭
			パネルスパナ	鋼(S55C以上のものに限る。)	17ミリメートル×19ミリメートル	第1研磨	全周研磨	(1)グラインダー36番手 (2)バフ90番手又はベルト60番手
上記(1)の工程を除く場合		7円20銭						
第2研磨	1 側面(両頭部R部)仕上げ研磨	バフ200番手						12円08銭
		2 平面(両頭部)仕上げ研磨				バフ200番手		

3 効力発生の日 平成13年5月25日

委託者が守らなければならない事項等

- 工賃の支払い
 - 上記の表に掲げられた最低工賃額以上の工賃を支払いましょう。
 - 工賃は、現金で、全額を、1ヵ月以内に支払いましょう。
- 帳簿の整備等
 - 委託条件を明記した家内労働手帳を家内労働者に交付し、事務所には家内労働者の氏名や工賃額などを記載した帳簿を備え付けましょう。
- 災害の防止
 - 研削盤、バフ盤などの機械器具や金属の粉じんを発散する原因となる原材料などを家内労働者に提供する場合は、傷害や疾病を防止するために必要な措置をとりましょう。
- 委託の打ち切り
 - 委託を打ち切る場合は、早期にそのことを予告しましょう。
- 委託状況届
 - 毎年4月1日現在の自社の委託状況を、同月末日までに、労働基準監督署に届け出ましょう。

くわしくは、新潟労働局又は、最寄りの労働基準監督署へ

電話 025-288-3504

FAX 025-288-3515

新潟県

審議会資料№3

洋食器・器物製造業最低工賃

1 適用の範囲 新潟県内で洋食器製造業・器物製造業に係る研磨又は打ち抜き業務に従事する家内労働者及びこれに委託する委託者

2 最低工賃額

(1) 洋食器製造業に係る研磨又は打ち抜きの業務

次の表の品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額

品 目	規 格		工 程	金 額
	材 質	仕 様 板 厚		
デザートスプーン	13クロムステンレス	2.0ミリメートル	縦コバスリ及び面とり[バフレース盤による柄及びつぼの部分の側面の研磨(120番手以上の研磨材を使用するものに限る。)をいう。以下同じ。] 地抜き(プレス機械による切断地抜きをいう。以下同じ。)	1円58銭 79銭
ラージティースプーン		1.8ミリメートル	縦コバスリ及び面とり 地 抜 き	1円12銭 67銭
ティースプーン		1.5ミリメートル	縦コバスリ及び面とり 地 抜 き	1円12銭 67銭
デザートフォーク		2.0ミリメートル	縦コバスリ及び面とり 地 抜 き	1円58銭 79銭

備考 上記品目には、異種材柄を使用するものは除く。

(2) 器物製造業に係る研磨(プレス加工及びスピニング加工された生地の内外面をバフレース盤を用いて行う手作業による鏡面磨きに限る。)の業務

次の表の品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

品 目	規 格				工 程		金 額
	材 質	仕 様 板 厚	外 径	高 さ	手 順	使用 する 研 磨 材	
ボール	18クロムステンレススチール (2Bの仕上板に限る。)	0.6ミリメートル	21センチメートル	8センチメートル	1 第1目つぶし 2 第2目つぶし 3 サイザル 4 仕上げ	120番手以上の研磨材 250番手以上の研磨材 サイザルバフ 布バフ	66円
丸 盆	18クロムステンレススチール (2B又は、BAの仕上板に限る。)	0.5ミリメートル	30センチメートル		1 目つぶし (立ち上がり部分の表裏について行うものに限る。) 2 サイザル 3 仕上げ	180番手以上の研磨材 サイザルバフ 布バフ	60円

3 効力発生の日 平成13年5月27日

委託者が守らなければならない事項等

- | | |
|-------------|---|
| 1 工賃の支払い | ● 上記の表に掲げられた最低工賃額以上の工賃を支払いましょう。 |
| 2 帳簿の整備等 | ● 工賃は、現金で、全額を、1ヵ月以内に支払いましょう。 |
| 3 災害の防止 | ● 家内労働者に、委託条件を明記した家内労働手帳を交付しましょう。 |
| | ● 事務所に、家内労働者の氏名や支払いする工賃額などを記載した帳簿を備え付けましょう。 |
| 4 委託打ち切りの予告 | ● 委託者は有機溶剤等有害な材料を使用させている時は、有害性や作業方法など取り扱いについての注意事項を書いた書面を家内労働者に交付し、又プレス、シャー等の危険な仕事に家内労働者をつかせている時は、安全装置を取り付け有機溶剤と同様、取り扱いについての書面を交付するなど災害発生の防止のための措置を講じなければなりません。 |
| 5 委託状況届 | ● 委託を打ち切の場合は、できるだけ早く予告をしましょう。 |
| | ● 毎年4月1日現在の委託状況を、同月末日までに、所轄の労働基準監督署に届け出ましょう。 |

くわしくは、新潟労働局又は、最寄りの労働基準監督署へ

電話 025-288-3504

FAX 025-288-3515



写

新労発基 0204 第1号
令和 8 年 2 月 4 日

新潟地方労働審議会

会長 畠山典子 殿

新潟労働局長 福岡洋



新潟県作業工具製造業最低工賃の廃止決定について（諮問）

標記について、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 10 条の規定に基づき、新潟県作業工具製造業最低工賃（平成 13 年新潟労働基準局最低工賃公示第 2 号）の廃止決定について、貴会の調査審議をお願いする。



写

新労発基 0204 第2号
令和 8 年 2 月 4 日

新潟地方労働審議会

会長 畠山典子 殿

新潟労働局長 福岡洋



新潟県洋食器・器物製造業最低工賃の廃止決定について（諮問）

標記について、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 10 条の規定に基づき、新潟県洋食器・器物製造業最低工賃（平成 13 年新潟労働基準局最低工賃公示第 3 号）の廃止決定について、貴会の調査審議をお願いする。

令和 8 年 / 月 23 日

新潟労働局長
福岡洋志 殿

(団 体 名)

新潟県三条市塚野目大月2213-2

新潟県作業工具協同組合

理事長

兼古耕一

申 出 書

家内労働法第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり「新潟県作業工具製造業最低工賃」の廃止決定の申出をいたします。

記

1 申出をする者の範囲

別添組合員名簿のとおり、当組合は、家内労働者に業務委託を行う事業者を構成員の一部とする団体である。

2 申出の内容

家内労働法第11条第2項の規定により、「新潟県作業工具製造業最低工賃」の廃止決定を求める。

3 申出の理由

現状、新潟県作業工具製造業最低工賃の適用規格及び工程を満たす品目（以下、「適用品目」とする。）を委託する事業者は2社、受託する家内労働者は6人と年々減少している状況にある。また、適用品目ごとの委託する事業者は1社程度にとどまり、委託実績のない適用品目も存在する。さらに、家内労働者の高齢化が進行していることから、今後、適用品目を委託する事業者及び受託する家内労働者の増加は見込まれないため申出に及んだものである。



令和8年1月23日

新潟労働局長
福岡洋志 殿

(団 体 名)

日本金属洋食器工業組
理事長 小林貞夫

日本金属ハウスウ
理事長 池田5

申 出 書

家内労働法第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり「新潟県洋食器・器物製造業最低工賃」の廃止決定の申出をいたします。

記

1 申出をする者の範囲

別添組合員名簿のとおり、当組合は、家内労働者に業務委託を行う事業者を構成員の一部とする団体である。

2 申出の内容

家内労働法第11条第2項の規定により、「新潟県洋食器・器物製造業最低工賃」の廃止決定を求める。

3 申出の理由

現状、新潟県洋食器・器物製造業最低工賃の適用規格及び工程を満たす品目（以下、「適用品目」とする。）を委託する事業者は5社、受託する家内労働者は20人と年々減少している状況にある。また、適用品目ごとの委託する事業者は多くても3社程度にとどまり、委託実績のない適用品目も存在する。さらに、家内労働者の高齢化が進行していることから、今後、適用品目を委託する事業者及び受託する家内労働者の増加は見込まれないため申出に及んだものである。



雇均発 0324 第4号
令和7年3月24日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

第15次最低工賃新設・改正計画の実施について

最低工賃の新設及び改正については、令和4年3月18日付け雇均発0318第2号「第14次最低工賃新設・改正計画の実施について」に基づき、計画的な推進を図っているところであるが、同計画が令和6年度末で終了することから、引き続き最低工賃の新設及び改正を促進するため、令和7年度から9年度までの3年間を計画期間とする標記計画を別添のとおり策定し実施することとしたので、下記事項に留意の上、最低工賃の新設及び改正の計画的な推進を図られたい。

記

1 最低工賃の改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、第8次最低工賃新設・改正計画以降、原則として3年をめどに実態を把握し、見直しを行っている。今後は、加えて、経済情勢の変化や地域の実情、最低賃金の状況等を踏まえ、早期の見直しが必要と判断される場合には、これを2年とするなどの対応を図ること。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対しても、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。その際、管内の委託者や家内労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体の広報誌やホームページへの掲載等の協力依頼も検討すること。

(2) 実態調査

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとする。

(3) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃について改正諮問の見送りを行うこと。

2 最低工賃の新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- (1) 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- (2) 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- (3) 他地域との関連性が強いもの

3 最低工賃の統合又は廃止の検討について

最低工賃が設定されている適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

第15次最低工賃新設・改正計画（令和7年4月～10年3月）

別添

局 名	最低工賃件数 (令和7年3月11日時点)	令 和 7 年 度		令 和 8 年 度		令 和 9 年 度	
		件 名	件数	件 名	件数	件 名	件数
01 北海道	1	和服裁縫(改正)	1				
02 青 森	3	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)、男子・婦人既製服(改正)	2	電気機械器具(改正)	1
03 岩 手	2	婦人・男子既製洋服(改正)	1			電気機械器具(改正)	1
04 宮 城	2	男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1
05 秋 田	2	通信機器用部分品(改正又は廃止)	1	男子服・婦人服・子供服(改正)	1	通信機器用部分品(改正又は廃止)	1
06 山 形	1	男子・婦人既製服(改正)	1			男子・婦人既製服(改正)	1
07 福 島	3	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)、外衣・シャツ(改正)	2	横編ニット(改正)	1	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)、外衣・シャツ(改正)	2
08 茨 城	3	婦人・子供既製服(廃止)、男子既製洋服(廃止)	2	電気機械器具(改正)	1		
09 栃 木	2	電気機械器具(改正)	1			電気機械器具(改正)、衣服(廃止)	2
10 群 馬	3	横編ニット(改正)	1	婦人服(廃止)、電気機械器具(改正)	2		
11 埼 玉	5	革靴(改正)、足袋(改正)	2	縫製(改正)	1	紙加工品(改正)、電気機械器具(改正)	2
12 千 葉	1			婦人既製洋服(廃止)	1		
13 東 京	3	革靴(改正)	1	婦人既製洋服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
14 神奈川	3	スカーフ・ハンカチーフ(廃止)、電気機械器具(改正)	2	紙加工品(廃止)	1	スカーフ・ハンカチーフ(廃止)、電気機械器具(改正)	2
15 新 潟	4	洋食器・器物(廃止)、作業工具(廃止)	2	男子・婦人既製洋服(廃止)、横編ニット(廃止)	2		
16 富 山	2	電気機械器具(改正)	1	ファスナー加工(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
17 石 川	0						
18 福 井	2	眼鏡(改正)	1	衣服(改正)	1	眼鏡(改正)	1
19 山 梨	3	電気機械器具(改正)	1	婦人服(改正)、貴金属製品(改正)	2	電気機械器具(改正)	1
20 長 野	2	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
21 岐 阜	3	男子既製洋服(改正)、婦人服(改正)	2	陶磁器上絵付(改正)	1	男子既製洋服(改正)、婦人服(改正)	2
22 静 岡	1	車両電気配線装置(改正)	1			車両電気配線装置(改正)	1
23 愛 知	1			車両電気配線装置(改正)	1		
24 三 重	1			車両電気配線装置(改正)	1		
25 滋 賀	1			下着・補整着(廃止)	1		
26 京 都	2	丹後地区絹織物業(改正)	1	紙加工品(改正)	1	丹後地区絹織物業(改正)	1
27 大 阪	1			男子既製洋服(改正)	1		
28 兵 庫	5	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(廃止)、釣針(改正)	3	電気機械器具(改正)、靴下(改正)	2	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(廃止)、釣針(改正)	3
29 奈 良	1			靴下(改正)	1		
30 和歌山	0						
31 鳥 取	2	和服裁縫(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1	和服裁縫(改正)	1
32 島 根	3	和服裁縫(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1
33 岡 山	1			車両電気配線装置(改正)	1		
34 広 島	4	既製服(改正)、電気機械器具(廃止)	2	和服裁縫(改正)、毛筆・画筆(廃止)	2	既製服(改正)、電気機械器具(廃止)	2
35 山 口	1			学校服(改正)	1		
36 徳 島	1	縫製(下着・ハンカチーフ)(廃止)	1				
37 香 川	1					手袋・ソックスカバー(改正)	1
38 愛 媛	1			タオル(廃止)	1		
39 高 知	2	衛生用紙(改正)	1			繊維産業(改正)	1
40 福 岡	2	婦人服(改正)	1	男子服(改正)	1	婦人服(改正)	1
41 佐 賀	1					婦人既製服(改正)	1
42 長 崎	2			男子既製洋服(廃止)、婦人既製洋服(廃止)	2		
43 熊 本	3	和服裁縫(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	縫製(改正又は廃止)	1
44 大 分	2			衣服(改正)、電気機械器具(改正)	2		
45 宮 崎	2	男子既製洋服(改正)	1	内燃機関電装品(改正)	1	男子既製洋服(改正)	1
46 鹿児島	1			電気機械器具(改正)	1		
47 沖 縄	1	縫製(改正)	1			縫製(改正)	1
合 計	93		40		43		36

(注) 各年度の最低工賃の件数は令和7年3月11日現在のものである。なお、件名の後の()は、計画策定時点における予定を記載したもの。改正、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。

令和7年度 新潟県作業工具製造業最低工賃実態調査結果報告

新潟労働局労働基準部賃金室

1 調査内容

(1) 調査目的

この調査は、新潟県における作業工具製造業に係る家内労働の実態を把握し、「新潟県作業工具製造業最低工賃」の諮問の適否についての資料を得ることを目的として実施したものである。

(2) 調査対象

新潟県内において令和7年度に委託状況届を届け出た委託者のうち、作業工具の製造業務を委託していると考えられる委託者

(3) 調査の方法

新潟労働局労働基準部賃金室において、通信調査の方法で行った。

(4) 調査時期

令和7年9月時点の状況

調査票発送日：令和7年10月24日

調査票提出期限：令和7年11月21日

(5) 回答数

9委託者（有効回答率 100%）

2 調査結果の概要

(1) 作業工具製造業に係る委託者数及び家内労働者数（図1参照）

委託者数は9委託者となり、前回同様の調査を行った令和5年度と比較して1委託者増加し、家内労働者数は16人減少した（出所：委託状況届（毎年4月1日現在の状況））。

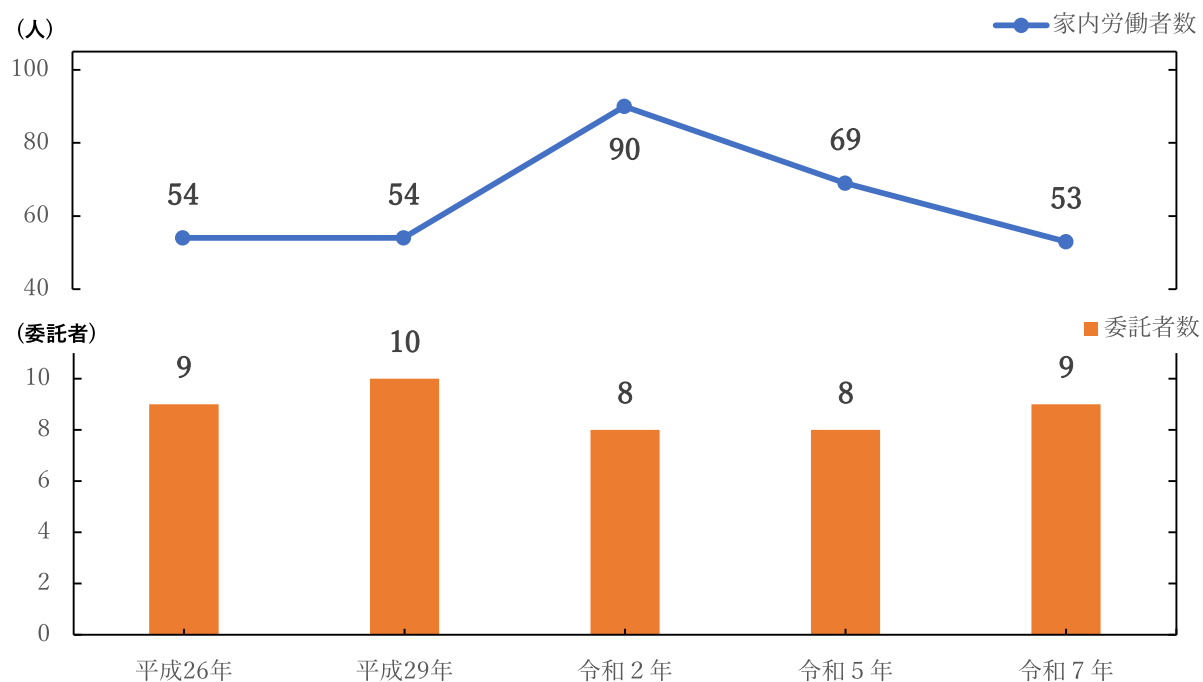


図1．新潟県作業工具製造業 委託者数及び家内労働者数の推移

(2) 「新潟県作業工具製造業最低工賃表」(別添参照)の品目に携わっている委託者数及び家内労働者数(図2参照)

同最低工賃の適用業務である「作業工具」の製造を行う委託者数は2委託者、家内労働者数は6人となり、委託者数は1委託者減少し、家内労働者も4人減少した。

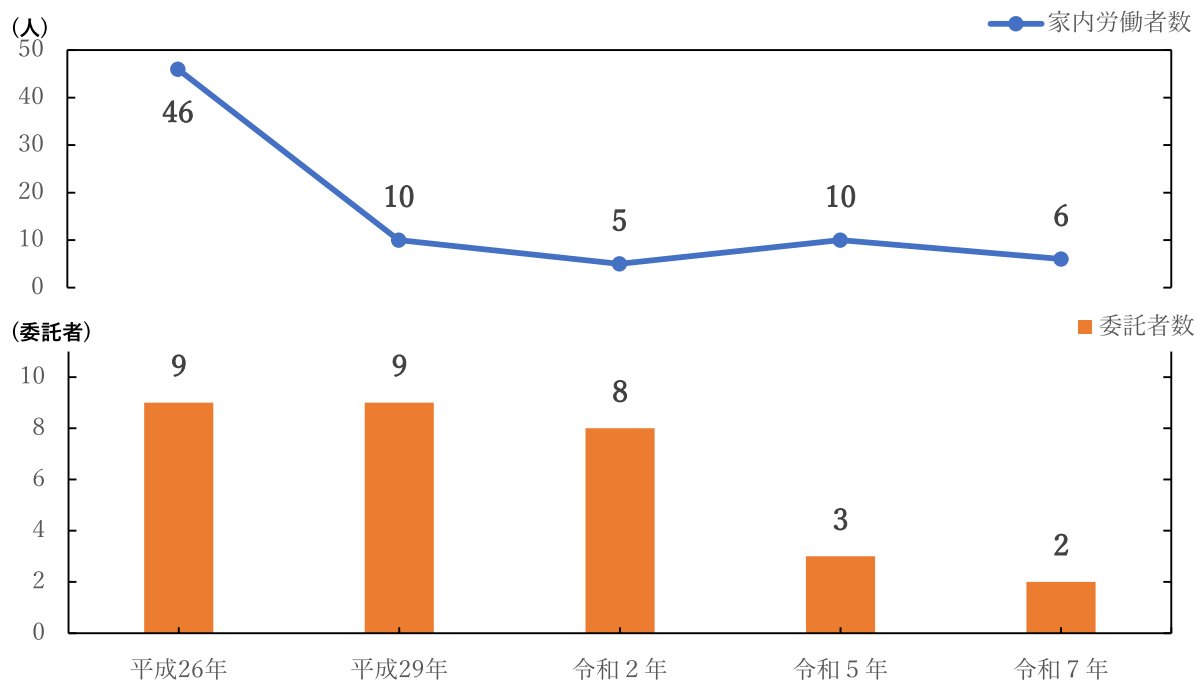


図2．新潟県作業工具製造業 最低工賃適用委託者数及び家内労働者数の推移

(3) 新潟県作業工具製造業最低工賃表の作業について（令和7年9月分）（複数回答）（回答委託者数…2委託者（A社、B社とする。））

品 目	規格		工 程			新潟県 作業工具 製造業 最低工賃	委託者数	家内労働者数	補助者数	令和7年9月分の工賃額と作業量				令和5年9月と比較した 委託する作業量の変化		
										工賃を工程毎に 定めている場合		工賃を1本単位で 定めている場合				
	材 質	長さ又は 仕様寸法	区 分	手 順	使用する研磨材					工賃月額	月間作業量	工賃月額	月間作業量			
ブライヤー	鋼（S55C以上のものに 限る。）	200 ミリ メートル	第1研磨	1 頭部 研磨	バフ 60 番手以上 90 番手以下	23.48 円	1 委託者 （B 社）	3 人	2 人			最高 28 万円 最低 3 万円	最高 20,000 本 最低 900 本	減った		
					ベルト 60 番手以上 90 番手以下											
				2 平面 研磨	ベルト 60 番手											
			第2研磨	平面縦研磨 総磨き	(1)バフ 100 番手	29.28 円	1 委託者 （B 社）	1 人								
					(2)バフ 150 番手											
					(3)バフ 200 番手目つぶし											
ベンチ	鋼（S50C以上のものに 限る。）	175 ミリ メートル		平面仕上げ 研磨	(1)ベルト 100 番手	7.41 円										
					(2)ベルト 240 番手											
モンキー レンチ	鋼（SCM 又はSCr-Vのもの に限る。）	200 ミリ メートル	第1研磨	柄部研磨	(1)グラインダー30 番手以上 36 番手以下	15.26 円								減った		
					(2)バフ 90 番手以上 100 番手以下											
					(3)ベルト 60 番手											
					上記(1)の工程を除く場合	7.20 円										
			第2研磨	頭部（R部） 研磨	(1)グラインダー30 番手以上 36 番手以下	10.57 円	1 委託者 （A 社）	1 人		最高 24 万円 最低 24 万円	最高 900 本 最低 900 本					
					(2)バフ 90 番手又はベルト 60 番											
			第3研磨	頭部（R部及 び平面）仕上 げ研磨	(1)バフ 150 番手	11.66 円	1 委託者 （A 社）	1 人		最高 17 万円 最低 17 万円	最高 4,300 本 最低 4,300 本					
					(2)バフ 200 番手											
					(3)バフ 250 番手目つぶし											
パネル スパナ	鋼（S55C以上のものに 限る。）	17 ミリ メートル × 19 ミリ メートル	第1研磨	全周研磨	(1)グラインダー36 番手	12.08 円							変わらない			
					(2)バフ 90 番手											
					(3)ベルト 60 番手											
					上記(1)の工程を除く場合	7.20 円										
			第2研磨	1 側面（両頭 部R部）仕 上げ研磨	バフ 200 番手	12.08 円	1 委託者 （A 社）	2 人								
				2 平面（両頭 部）仕上 げ研磨	バフ 200 番手					最高 24.6 万円 最低 6.6 万円	最高 9,200 本 最低 6,600 本					

- (4) 新潟県作業工具製造業最低工賃適用品目以外の品目の委託をしている委託者数（回答委託者数…8委託者）

特定の品目に偏ることなく、多品目に分かれている。

品 目	委託者数	品 目	委託者数
ラジオペンチ	1	スピードレンチ	1
ニッパー	3	メガネレンチ	3
精密ニッパー	1	ねじ回し	1
プラスチックニッパ ー	2	スパナ	1
マイクロニッパー	2	鍛造部品	1
モーターレンチ	1		

- (5) 家内労働者との契約（発注単価の決め方）について（複数回答）

家内労働者との契約は、工程によって決める場合と1本単位で決める場合の2通りであった。

ア 工程によって発注単価を決めている場合（複数回答）

「② 家内労働者の言値による設定」、「④ 自社の従業員の時間単価に沿った設定」が一番多かった。

なお、「① 新潟県最低工賃表に基づいた単価設定」と回答した委託者については、令和7年9月時点において、同最低工賃が適用される業務の委託実績はなかった。

発注単価の決め方	委託者数
① 新潟県最低工賃表に基づいた単価設定	1
② 家内労働者の言値による設定	5
③ 他社と比較による設定	3
④ 自社の従業員の時間単価に沿った設定	5
⑤ 研磨等技術能力による区別設定	3
⑥ その他	0

イ 1本単位で発注単価を決めている場合（複数回答）

「① 家内労働者の言値による設定」が一番多かった。

発注単価の決め方	委託者数
① 家内労働者の言値による設定	6
② 他社と比較による設定	5
③ 自社の従業員の時間単価に沿った設定	3
④ 研磨等技術能力による区別設定	3
⑤ その他	0

(6) 新潟県作業工具製造業最低工賃の存続希望について

同最低工賃の存続について、「存続を希望しない」と回答した委託者は5委託者、「存続を希望する」と回答した委託者は2委託者、「どちらでもよい」と回答した委託者は2委託者であった。

なお、同最低工賃の適用があった2委託者については、それぞれ「存続を希望しない」、「どちらでもよい」の回答であり、「存続を希望する」と回答した委託者は同最低工賃の適用がない業務を行っている委託者であった。

回答	委託者数
存続を希望する	2
存続を希望しない	5
どちらでもよい	2

(7) 新潟県作業工具製造業最低工賃の存続についての理由

存続の希望	理由
存続を希望する	・ 家内労働者との工賃を決める際の参考・基準となっているため。(2回答)
存続を希望しない	・ 最低工賃がなくとも払う工賃に影響はないため。(2回答) ・ 現在の最低工賃は家内労働の作業工程や工賃と合っておらず、基準にしていけない。(3回答)
どちらでもよい	・ 最低工賃は気にしていない。(1回答) ・ 令和7年9月時点で家内労働者との取引がないため。(1回答)

(8) 新潟県作業工具製造業最低工賃の存続を希望すると回答した委託者から聞いた同最低工賃がなくなった場合の影響についての回答

- ・ コスト削減のため、より安価な下請を探すことになる。地域の経済力の低下が見込まれる。(1回答)
- ・ 取引先と相談の上決定するため、問題なし。(1回答)

(9) 委託者の聴取内容

ア 主要工具の国内生産状況について

モンキーレンチは国内では、2社程生産を行っており、プライヤーは3～4社、ペンチは6社程(うち新潟で4社程)が生産している。パネルスパナは国内生産の大部分が新潟に集中している。

イ ニッパー類について

ニッパー類については、斜ニッパーが JIS 規格に基づく従来型である一方、精密ニッパー、プラスチックニッパー、マイクロニッパー等は用途に応じて種類が多様化しており、JIS 規格の対象外で商品名的な分類が混在している。国内では、ニッパーの生産量が作業工具の中で最も多いと推定される。

ウ 研磨の工程について

作業工具の製造工程においては、第 1 研磨を熱処理前に、第 2 研磨を熱処理後に実施している。昭和 40 年代から 50 年代にかけてアメリカ向けとして大量に輸出していた時期には、生産数量が現在と比較して 1 桁ほど多く、分業体制が不可欠であった。このため、第 1 研磨と第 2 研磨をそれぞれ別の委託者へ委託していた。現在の最低工賃に工程別の区分が存在するのは、制度の設計時にそのような慣行があったためであると考えられる。

エ 内製化の取組について

家内労働者が減っている状況から、今後、家内労働者への委託だけでは、安定的な製品供給が難しくなるおそれがあり、廃業した家内労働者から研磨機械を譲り受け、内製化でも対応できるよう進めている。メーカーとして製品を供給し続ける責任を果たすため、生産が停止するリスクを回避し、自社で工程を完結できる体制も整える必要があるとの認識から、社員を育成し研磨技術を継承する取り組みを進めている。

オ 自動化の進展について

製造現場では自動化が進み、特殊形状の工具を除けば、昨今、第 1 研磨の約 9 割がロボットによって処理されている。第 1 研磨のロボット化率がここまで高い水準に達しているのは、当社特有の状況ある可能性があるが、この自動化の進展に伴い、過去 20 年ほどの間に家内労働者への委託量は減少している。

カ 現在の生産体制について

現状、生産量の減少に加え、第 2 研磨及び第 3 研磨を一括して担当できる家内労働者が残っていることから、工程単位での外部委託はほとんど行われていない。また、研磨ができる家内労働者は減少傾向にあり、家内労働者との交渉に際しては、まず、家内労働者の希望を聴取し、その意向を踏まえて条件を調整している。

キ 最低工賃と実務の運用について

作業工具の委託に当たり、類似品については工程ごとの包括的な工賃設定を行っており、1 本ごとの細分化された単価設定は実務上行っていない。そのため、

工程別・品目別に細分化された最低工賃表とは運用が一致していない状況にある。

ク 工賃交渉の実態について

工賃の設定に当たっては、新潟県最低工賃表は実務上ほとんど参照されておらず、また、最低工賃額では委託を引き受けてもらえない。家内労働者に仕事を引き受けてもらうためには、家内労働者の言値に近い水準で工賃を提示する必要がある。全体の相場を踏まえ、社内で想定する1日当たりの生産量を基準に一定額となるよう計算し、家内労働者へ打診している。こうした実情から、現在の最低工賃表は実態と整合していない面があり、その必要性は限定的である。

ケ 適正工賃の必要性について

過去には家内労働者の安価な工賃に支えられてきた一方で、その結果として後継者不足が深刻化している現状には、メーカーとして一定の責任を感じている。最低工賃の遵守のみを基準とする運用では職業としての魅力が低下し、後継者が育たないおそれがある。このため、当社では過去7年程にわたり、適正かつ現実的な工賃設定を心掛けている。

コ 規格対応の実情について

新潟県作業工具最低工賃におけるモンキーレンチは、200ミリメートルの規格のみが採用されており、これは旧JIS規格を基準としたものと推察される。他方、当社では軽量化や口幅拡大等顧客の要望に応じるためJIS規格を返上しているが、強度及び精度については、依然としてJIS水準を確保した製品を製造している。

令和 7 年度 新潟県洋食器・器物製造業最低工賃実態調査結果報告

新潟労働局労働基準部賃金室

1 調査内容

(1) 調査目的

この調査は、新潟県における洋食器・器物製造業に係る家内労働の実態を把握し、「新潟県洋食器・器物製造業最低工賃」の諮問の適否についての資料を得ることを目的として実施したものである。

(2) 調査対象

新潟県内において令和 7 年度に委託状況届を届け出た委託者のうち、洋食器（9 委託者）・器物（14 委託者）の製造業務を委託していると考えられる 23 委託者

(3) 調査の方法

新潟労働局労働基準部賃金室において、通信調査の方法で行った。

(4) 調査時期

令和 7 年 9 月時点の状況

調査票発送日：令和 7 年 10 月 24 日

調査票提出期限：令和 7 年 11 月 21 日

(5) 回答数

21 委託者（有効回答率 91.3%）

2 調査結果の概要

(1) 洋食器・器物製造業に係る委託者数及び家内労働者数（図 1 参照）

委託者数は 23 委託者となり、前回同様の調査を行った令和 4 年度と比較して 6 委託者増加し、家内労働者数は 42 人増加した（出所：委託状況届（毎年 4 月 1 日現在の状況））。

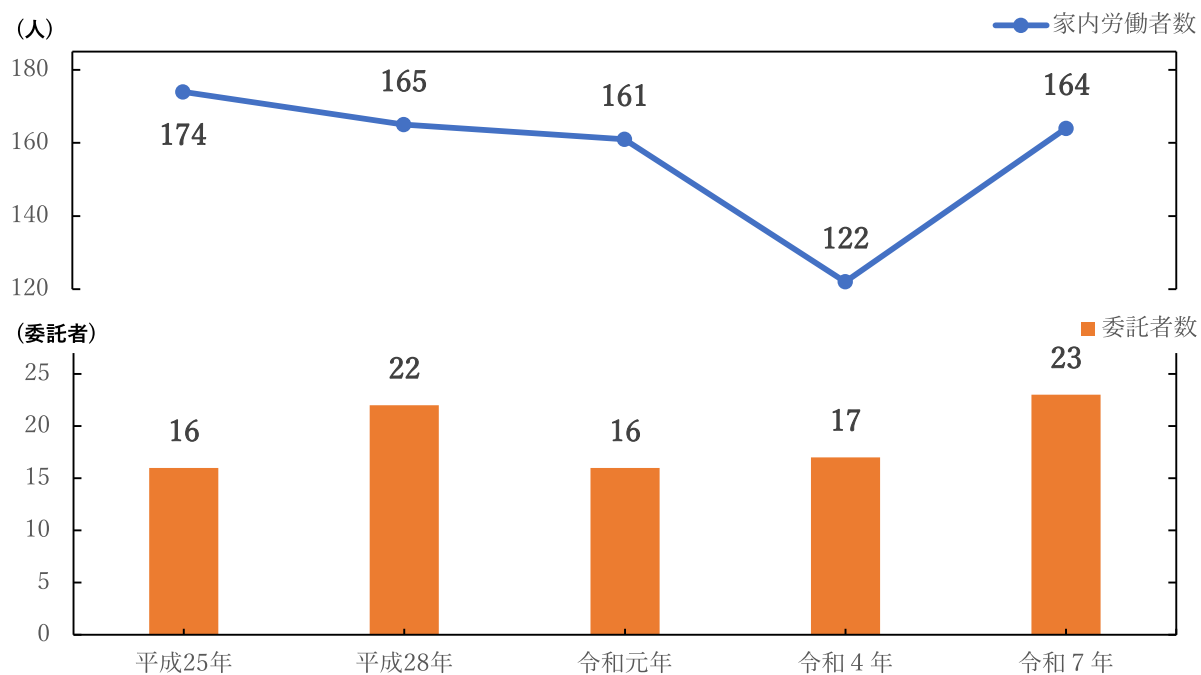


図1. 新潟県洋食器・器物製造業 委託者数及び家内労働者数の推移

(2) 「新潟県洋食器・器物製造業最低工賃表」(別添参照)の品目に携わっている委託者数及び家内労働者数(図2参照)

同最低工賃の適用業務である「洋食器・器物」の製造を行う委託者数は5委託者、家内労働者数は20人となり、委託者数は1委託者減少し、家内労働者も23人減少した。

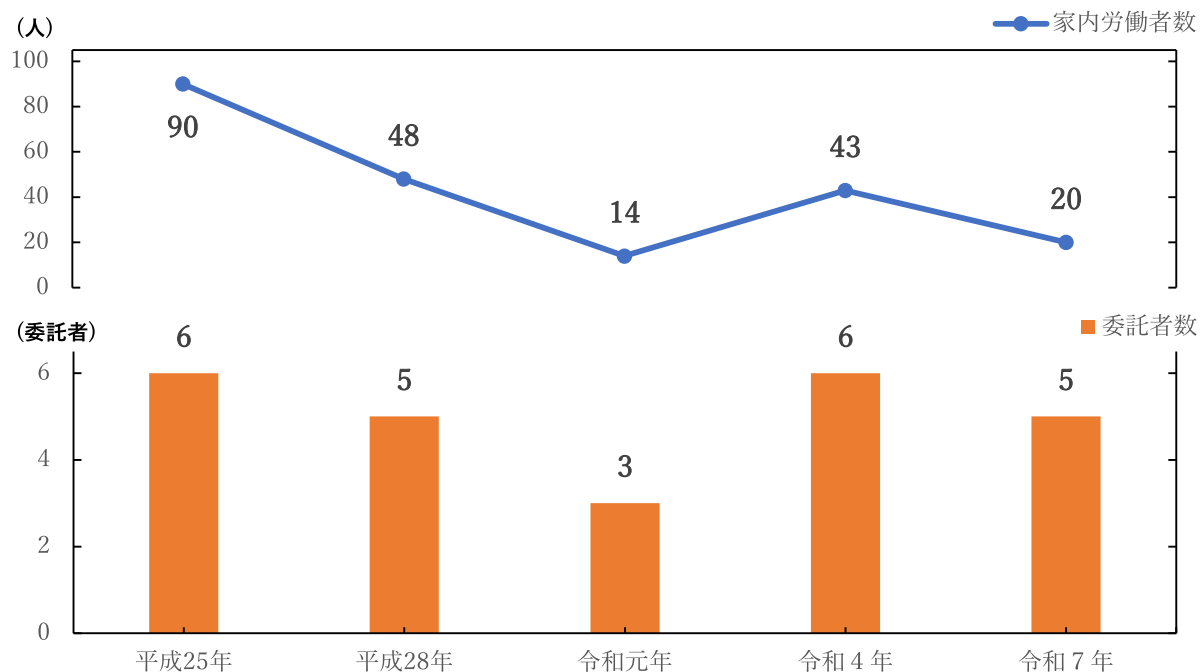


図2. 新潟県洋食器・器物製造業 最低工賃適用委託者数及び家内労働者数の推移

(3) 洋食器製造業最低工賃に係る調査結果

ア デザートスプーン(2.0 ミリメートル：縦コバスリ及び面とり)に係る委託者数及び工賃単価

発注実績は2委託者となり、1委託者増加した。

また、最低工賃単価は8円、最高工賃単価は10円であった。

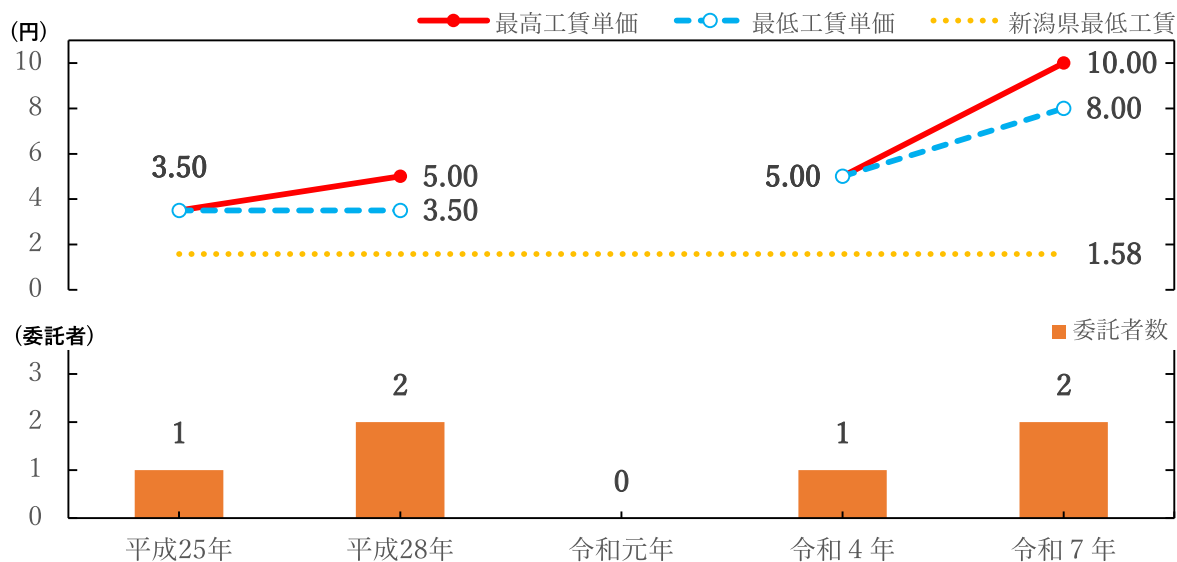


図3. デザートスプーン(2.0 ミリメートル：縦コバスリ及び面とり)に係る委託者数及び工賃単価

イ デザートスプーン (2.0 ミリメートル：地抜き) に係る委託者数及び工賃単価

発注実績は1委託者となり、2委託者減少した。

また、工賃単価は3円であった。

なお、令和元年については、1本当たりの工賃額が不明との回答があったことから、データなしとしている。

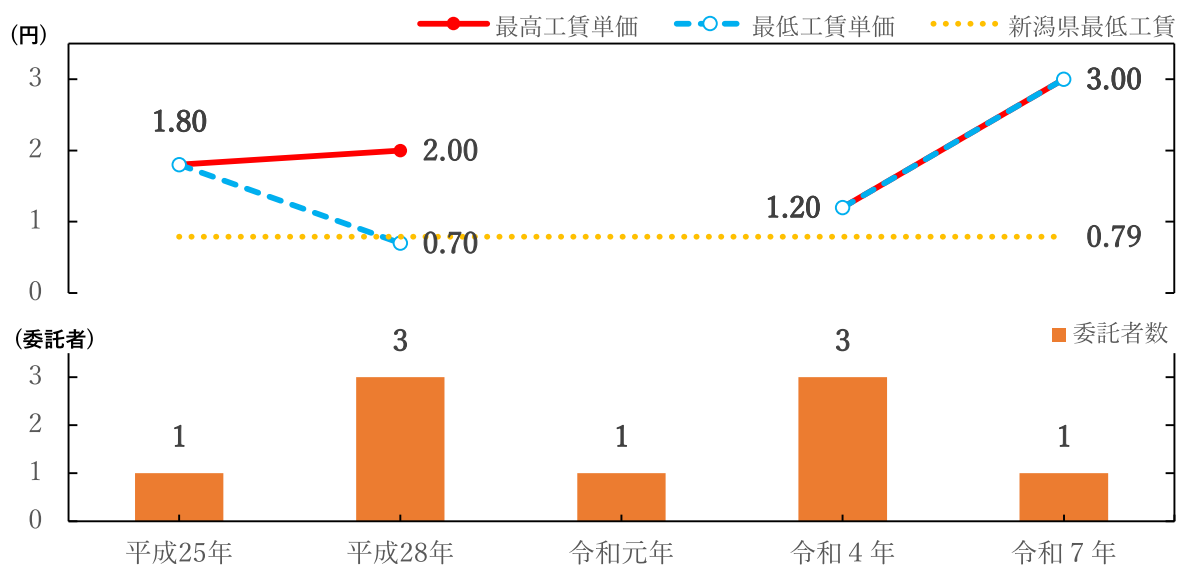


図4. デザートスプーン (2.0 ミリメートル：地抜き) に係る委託者数及び工賃単価

ウ ラージティースプーン（1.8 ミリメートル：縦コバスリ及び面とり）に係る委託者数及び工賃単価

発注実績は2 委託者となり、1 委託者増加した。

また、最低工賃単価は 10 円、最高工賃単価は 6 円であった。

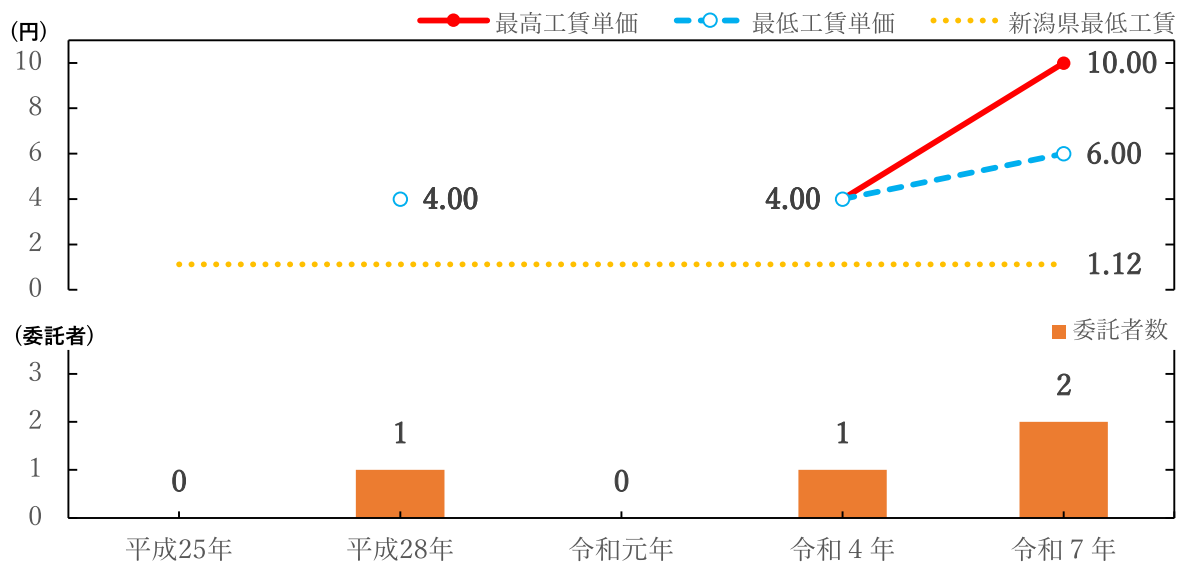


図 5．ラージティースプーン（1.8 ミリメートル：縦コバスリ及び面とり）に係る委託者数及び工賃単価

エ ラージティースプーン（1.8 ミリメートル：地抜き）に係る委託者数及び工賃単価

発注実績は1 委託者となり、1 委託者減少した。

また、工賃単価は 2 円 50 銭であった。

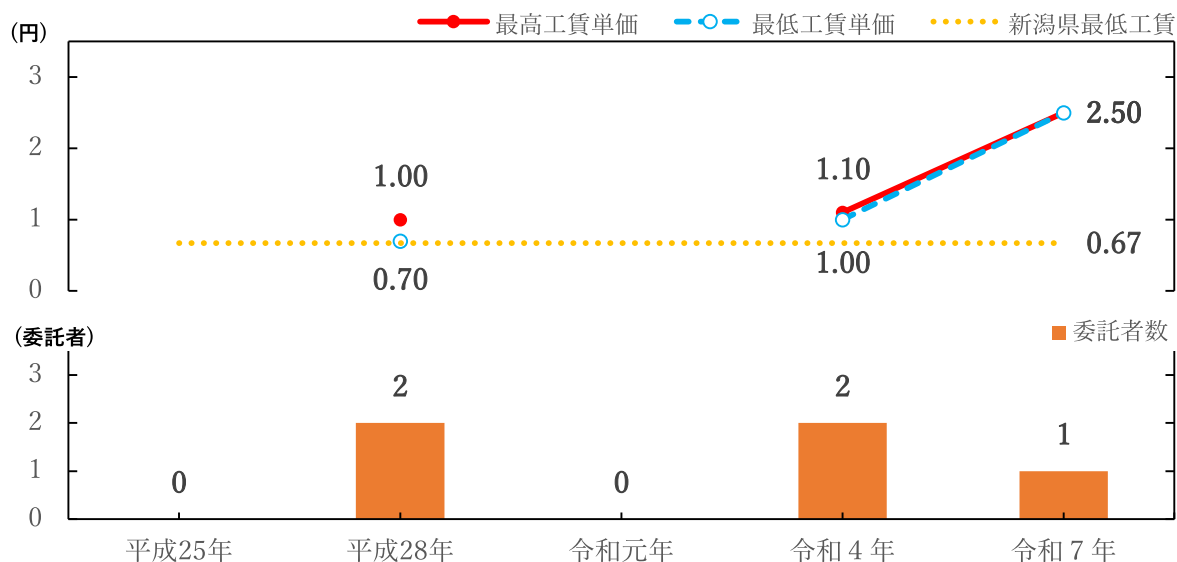


図 6．ラージティースプーン（1.8 ミリメートル：地抜き）に係る委託者数及び工賃単価

オ ティースプーン（1.5 ミリメートル：縦コバスリ及び面とり）に係る委託者数及び工賃単価

発注実績は2委託者となり、1委託者増加した。

また、最低工賃単価は10円、最高工賃単価は4円であった。

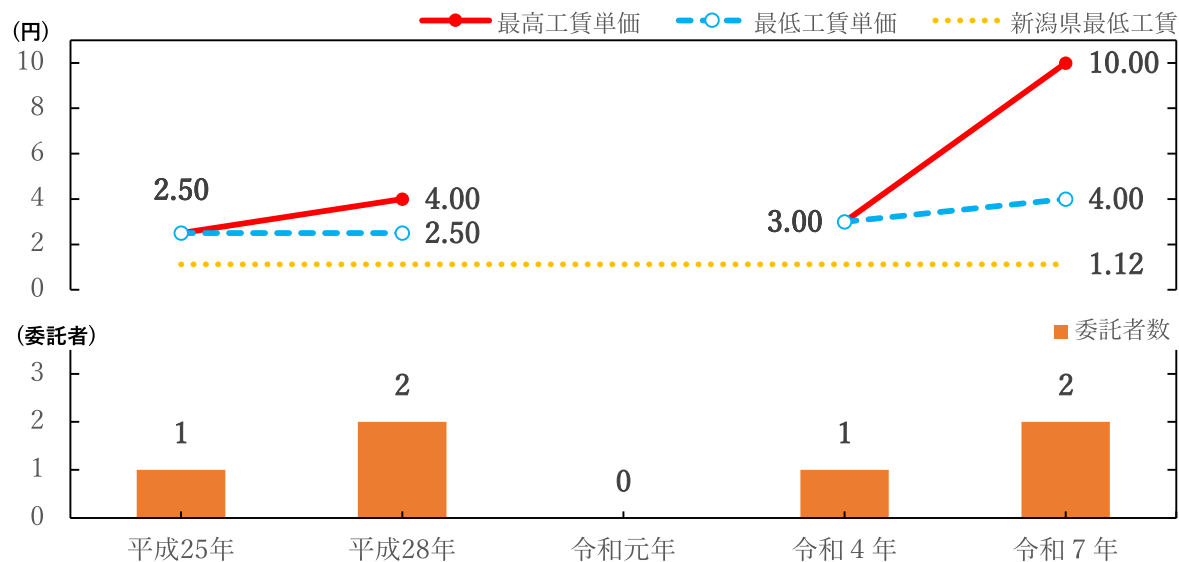


図7. ティースプーン（1.5 ミリメートル：縦コバスリ及び面とり）に係る委託者数及び工賃単価

カ ティースプーン（1.5 ミリメートル：地抜き）に係る委託者数及び工賃単価
発注実績は1委託者であった。

また、工賃単価は2円であった。なお、令和元年については、1本当当たりの工賃額が不明との回答があったことから、データなしとしている。

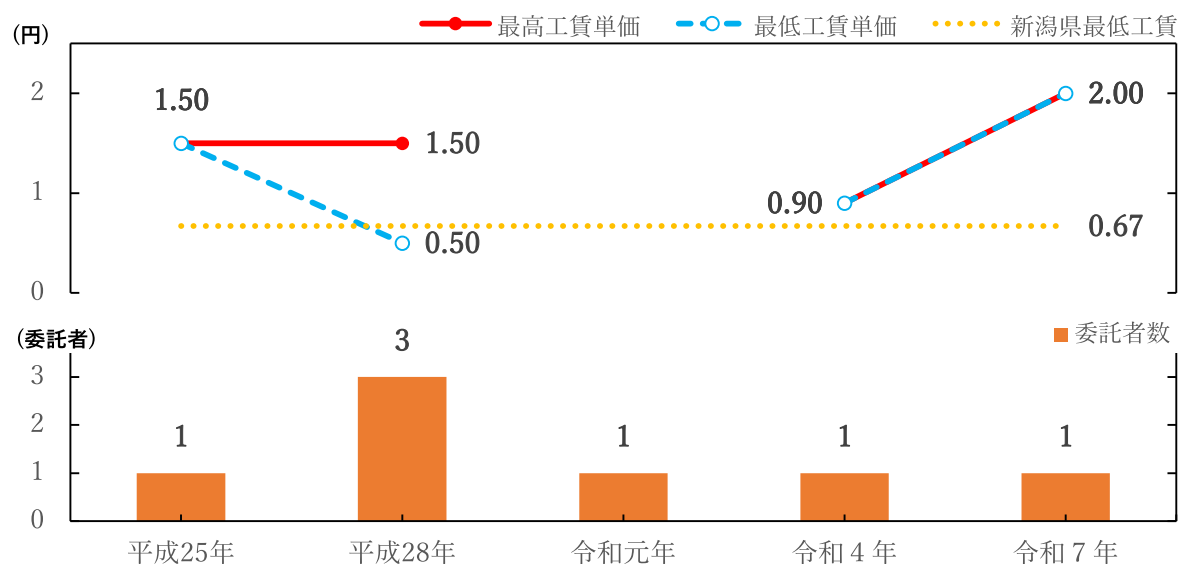


図8. ティースプーン（1.5 ミリメートル：地抜き）に係る委託者数及び工賃単価

キ デザートフォーク（2.0 ミリメートル：縦コバスリ及び面とり）に係る委託者数及び工賃単価

発注実績は2委託者であった。

また、最低工賃単価は10円、最高工賃単価は8円であった。

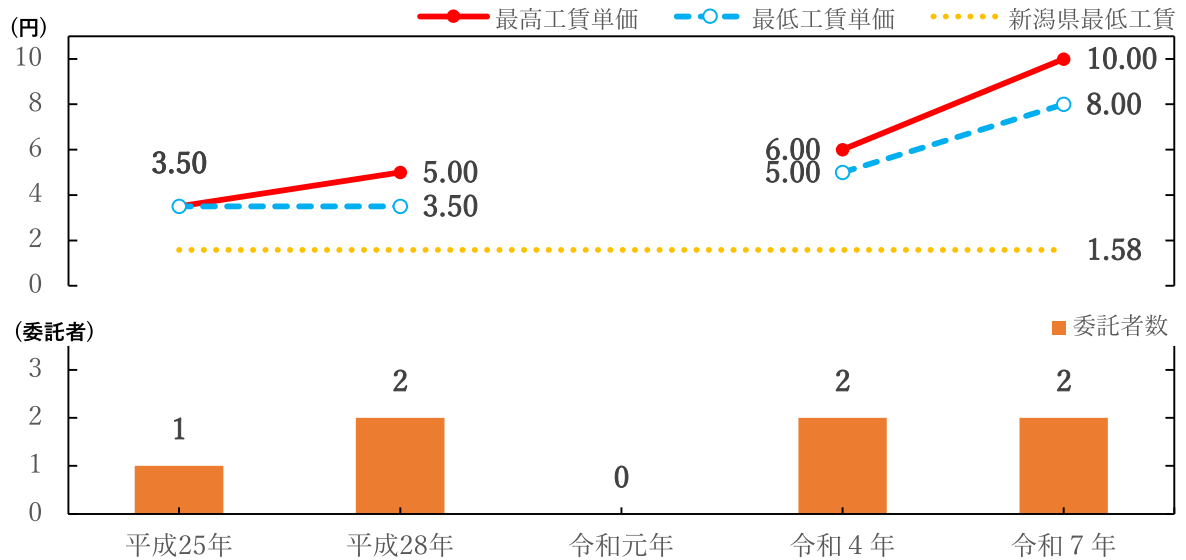


図9. デザートフォーク（2.0 ミリメートル：縦コバスリ及び面とり）に係る委託者数及び工賃単価

ク デザートフォーク（2.0 ミリメートル：地抜き）に係る委託者数及び工賃単価

発注実績は1委託者となり、1委託者減少した。

また、工賃単価は3円であった。

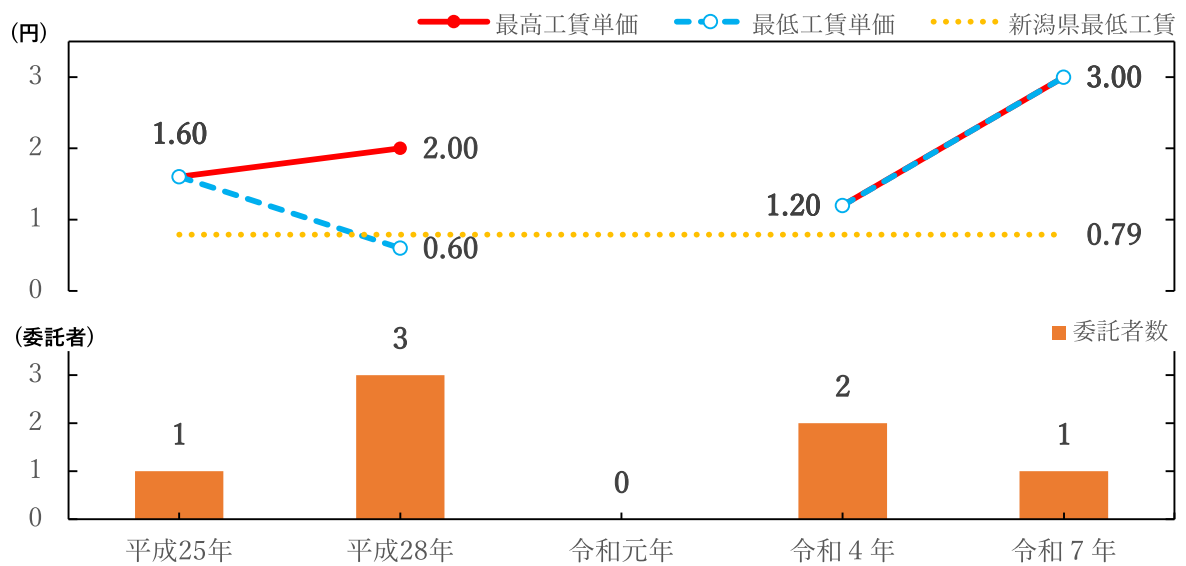


図10. デザートフォーク（2.0 ミリメートル：地抜き）に係る委託者数及び工賃単価

(4) 器物製造業最低工賃に係る調査結果

ア ボールに係る委託者数及び工賃単価

ボールに係る家内労働者への委託はあるものの、同最低工賃に規定する材質又は工程と異なることから同最低工賃に該当するボールに係る発注実績はなかった。

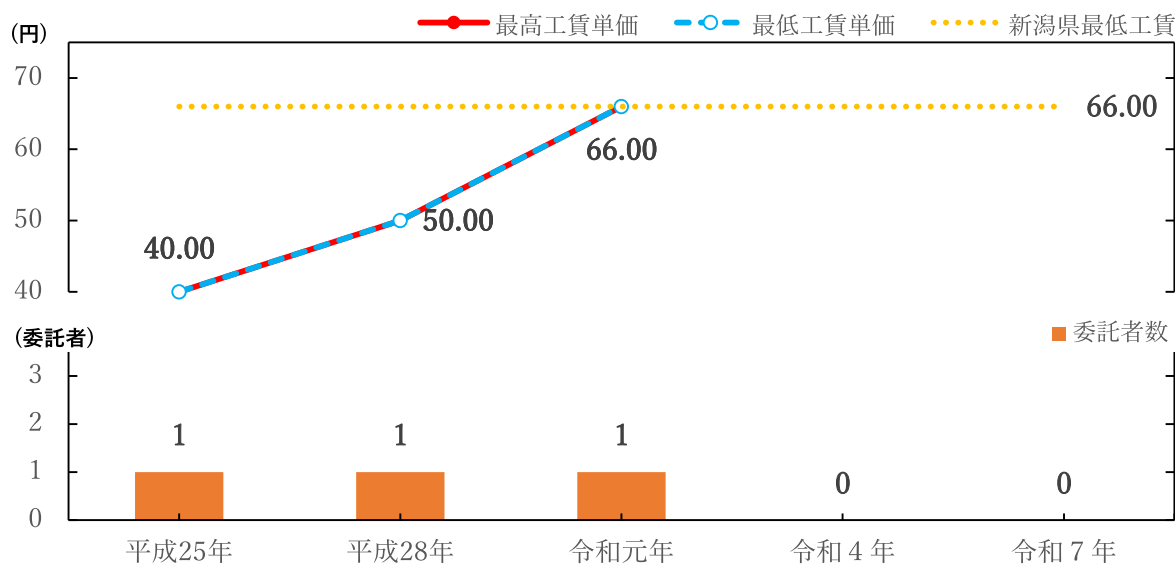


図 11. ボールに係る委託者数及び工賃単価

イ 丸盆に係る委託者数及び工賃単価

発注実績はなかった。

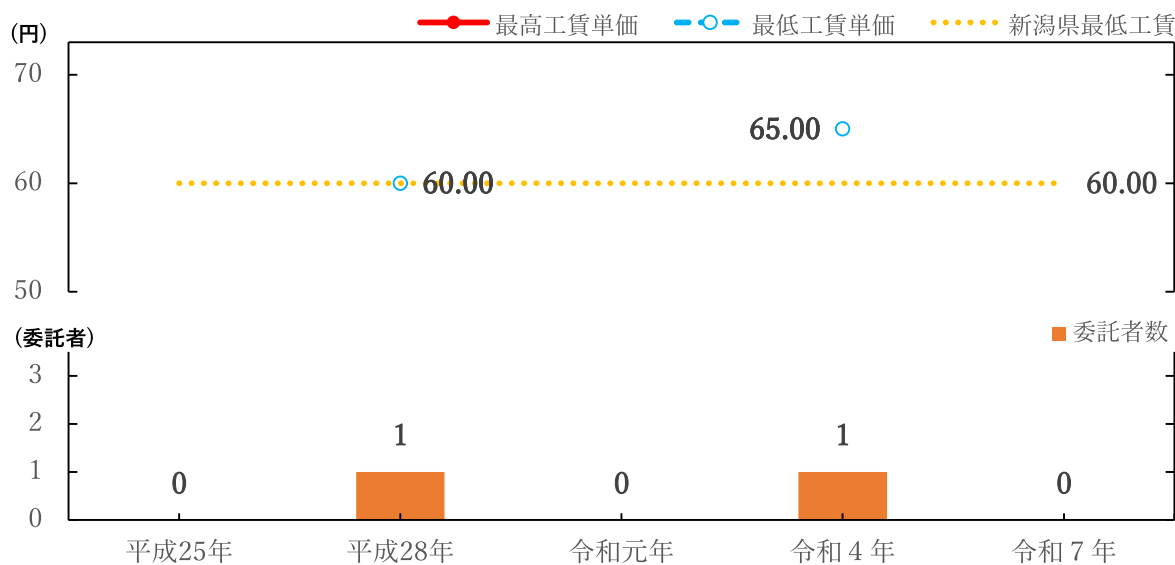


図 12. 丸盆に係る委託者数及び工賃単価

(5) 新潟県洋食器・器物製造業最低工賃の存続希望について

同最低工賃の存続について、同最低工賃が適用されるか否かを問わず現在も洋食器に係るバフレース盤による研磨又はプレス機による地抜き、ボールに係

る研磨、丸盆に係る研磨を委託している委託者に対し、同最低工賃の存続希望を確認したところ、「存続を希望しない」と回答した委託者は5委託者、「どちらでもよい」と回答した委託者は1委託者であり、「存続を希望する」と回答した委託者はなかった。

回答	委託者数
存続を希望する	0
存続を希望しない	5
どちらでもよい	1

(6) 新潟県洋食器・器物製造業最低工賃の存続についての理由

存続の希望	理由
存続を希望しない	・最低工賃がなくとも払う工賃に影響はないため。(3回答) ・現在の最低工賃は家内労働の作業工程や工賃と合っておらず、基準にしていない。(1回答) ※ 理由の未回答(1件)
どちらでもよい	・最低工賃で家内労働者が委託を受けてくれるところはほとんどない。(1回答)

(7) 洋食器・器物製造業事業者団体への聴取結果

ア 家内労働者及び新潟県洋食器・器物製造業最低工賃（以下「同最低工賃」とする。）の現状

現在、同最低工賃額に近い工賃で委託を受けている家内労働者は把握している中ではない。家内労働者数は長期的に減少しており、家内労働者側の提示する工賃でなければ委託は困難となっている。そのため、メーカー側としては、現行の同最低工賃は実態と乖離しており、不要であると考えている。

一方、昨年実施されたとある説明会に参加されていた家内労働者の1人から「最低工賃があった方がよい」との意見があった。

イ 研磨工程の変化及び契約工賃の状況

器物の研磨工程について、同最低工賃に記載された4工程のうち、現在は工程が1つ不要となり3工程で実施されている。これは、従来使用されていたサイザルバフから、品質の高いオープンサイザルバフへ移行した結果、研磨の工程1つを省略できることになったことによるものである。

なお、工程数は減少しているものの、実際の契約工賃は同最低工賃額を上回る水準であり、1日8時間当たり約3万円で委託しているような状況にある。

ウ 家内労働者の就労環境及び課題

洋食器の研磨を担う家内労働者は高齢化が進んでおり、多くが70歳代である。委託先が限られていることから、家内労働者が受注をやめる場合、メーカー側の

生産体制にも影響が生じる。

また、仮に内製化を行うとしても、熟練技術が必要なことや機械導入、人員配置が必要であり、家内労働者へ委託するよりも結果として生産量が少なくなってしまうことから全てを内製化することは困難である。

エ 素材の変化と製造方法の特徴

板厚約２ミリメートルの１３クロムステンレス製の洋食器を家内労働者へ委託することは現在ほとんどないと考えている。１３クロムステンレスは安価な素材であり、コバスリ等の手間がかかる方法で製品を磨くことはなく、研磨材と溶剤を樽に入れて、樽を回転させて磨くような手間がかからない製造方法となっている。

なお、洋食器・器物について、JIS規格等は存在せず、製造方法は各社独自の基準による。

オ 後継者育成の取組状況

燕市においては、金属加工技術者の育成を目的として「磨き屋一番館」が市の主催により設置され、燕研磨振興協同組合が運営を担っている。同館では毎年５名程度の研修生に対し技術指導を実施している。そのような取組を行っているものの、今後、洋食器・器物の研磨を行う家内労働者が急増することはないと考えている。

カ 今後の見通し

研磨工程の変化や設備改善が進んでも、家内労働者数が大幅に増加する見込みは低いと考えている。

令和7年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表

廃止の答申があった場合の最短廃止日等は以下の通りとなる。

答申日 (要旨公示)	異議申出締切日	官報公示日及び廃止日
3月1日(日)	3月16日(月)	4月8日(水)
3月2日(月)	3月17日(火)	4月9日(木)
3月3日(火)	3月18日(水)	4月10日(金)
3月4日(水)	3月19日(木)	4月13日(月)
3月5日(木)	3月23日(月)	4月14日(火)
3月6日(金)	3月23日(月)	4月14日(火)
3月7日(土)	3月23日(月)	4月14日(火)
3月8日(日)	3月23日(月)	4月14日(火)
3月9日(月)	3月24日(火)	4月15日(水)
3月10日(火)	3月25日(水)	4月16日(木)
3月11日(水)	3月26日(木)	4月17日(金)
3月12日(木)	3月27日(金)	4月20日(月)
3月13日(金)	3月30日(月)	4月21日(火)
3月14日(土)	3月30日(月)	4月21日(火)
3月15日(日)	3月30日(月)	4月21日(火)
3月16日(月)	3月31日(火)	4月22日(水)
3月17日(火)	4月1日(水)	4月23日(木)
3月18日(水)	4月2日(木)	4月24日(金)
3月19日(木)	4月3日(金)	4月27日(月)
3月20日(金)	4月6日(月)	4月28日(火)
3月21日(土)	4月6日(月)	4月28日(火)
3月22日(日)	4月6日(月)	4月28日(火)
3月23日(月)	4月7日(火)	4月29日(水)
3月24日(火)	4月8日(水)	4月30日(木)
3月25日(水)	4月9日(木)	5月1日(金)
3月26日(木)	4月10日(金)	5月4日(月)
3月27日(金)	4月13日(月)	5月5日(火)
3月28日(土)	4月13日(月)	5月5日(火)
3月29日(日)	4月13日(月)	5月5日(火)
3月30日(月)	4月14日(火)	5月6日(水)
3月31日(火)	4月15日(水)	5月7日(木)